

7章

気をつけたい新制度

Accounting / tax
for arts and culture
Q&A Book

「インボイス制度」のポイント

発注を敬遠される? 値下げ交渉される? 消費税をめぐる新制度

「インボイス制度が始まると、アート業界が大変なことになるって本当ですか?」と相談を受けることも多くなってきました。インボイス制度とは2023年10月1日から始まる、消費税に関する制度です。フリーランスに大きな影響があると言われていますが、それ以外でも、副業として活動している方や法人にも関わる新しい税制です。ここでは、インボイス制度の概要について把握した後に、具体的にどのように影響があるか、どのような対策をすればよいのか、考えていきます。

POINT

- 個人・法人含めた全ての事業主に影響のある消費税に関する新制度
- 制度導入後は「適格請求書」を発注先から受領・保存しないと、発注元の利益幅が下がる
- 「適格請求書」を発行するためには発注先が課税事業者になる必要がある
- 免税事業者の事業主は発注を敬遠されたり、値下げ交渉をされる可能性
- 業態によっては必ずしも課税事業者になる必要はなく確認が必要

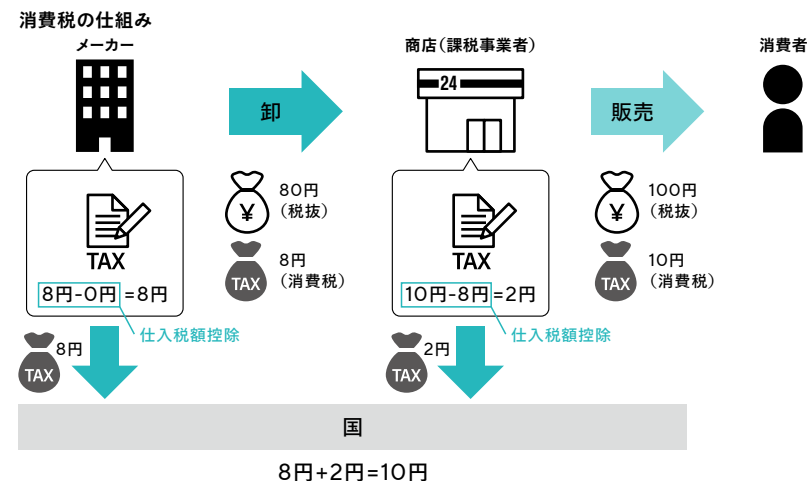
インボイス制度とは?

インボイス制度とは、「発注元が適格請求書(インボイス)を受け取った場合に、発注元は消費税の計算上仕入税額控除ができるが、適格請求書を受け取れなかった場合には仕入税額控除が制限される」制度です。

馴染みがない言葉が連続していて、よくわからないと感じられる方も多いと思います。インボイス制度は、消費税の制度や「仕入税額控除」等の用語を理解しないと、その制度の内容を理解することが難しいので、それぞれ解説していきます。

そもそも消費税とは?

商店での買い物为例に、消費税の仕組みを解説します。例えば、あなたが商店で110円のペンを購入してレシートを眺めてみると、本体価格100円、消費税10円と記載がされていました。消費税は消費者が負担する想定ですが、その支払った消費税はどこにいつているのでしょうか?



商店が販売する商品の価格には消費税が転嫁されることが想定されています。つまり消費者が商品を購入する際に価格への転嫁を通じて消費税を負担しており、商店側は預かった消費税に相当する金額を納税義務者として国に納める立場になります。実際には、商店は、メーカーからペンを仕入れる時にメーカーに対して消費税を支払っていても、仕入れるときに商店が支払った消費税は、商店が消費者から預かった消費税を納税するときに計算上差し引くことができます。まとめると以下の通りです。

- 消費者が商店でペンを購入した場合、消費税はペンの価格に転嫁され、商店は計算上それを預かるかたちになる
- 商店が預かった消費税は、その商店が国に納付しなければならない
- 消費税は、消費者が税を実質的に負担し、事業者がそれを納税する制度

図のように消費税は商店やメーカー等の事業者同士の取引の中で次々に転嫁され、最終的に物を購入したりサービスの提供を受ける消費者が負担する仕組みになっています。

この差し引く計算方法を「仕入税額控除」といいます。

事業者が納税する消費税 = 売上に含まれる消費税 - 費用に含まれる消費税 (仕入税額控除)

消費税の納税義務について

消費税は個人・法人のみならず、全ての「事業者」が納税することが原則的なルールになっています。しかしながら、「基準期間(原則、個人は2年前・法人は前々事業年度)に

おける課税売上高が1,000万円以下の場合」の特例制度に該当する場合には消費税の申告や納税が免除される事業者もいます。

全ての事業者は原則的に消費税の申告・納税が必要ですが、このように事業者の状況によって、申告・納税が免除されることもあるというのが消費税の制度のひとつの特徴です。

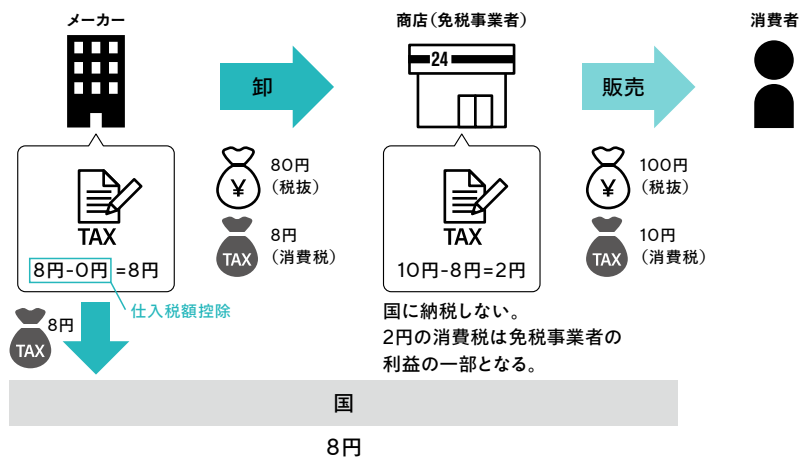
インボイス制度導入の背景

しかし、免税事業者でも消費税を預かったり支払ったりしているはずなので、本来は納付すべき消費税があるはずですが、

免税事業者は、消費税を納税しなくてもよいということになっているため、その納税しなかった消費税は自らの利益（もうけ）の一部となります。

これがいわゆる「益税」問題といわれ、消費者から預かった消費税が適切に納税されずに、事業者の利益の一部になっている点が消費税制度上の課題とされてきました。

■免税事業者のいわゆる「益税」問題



こういった税制上の問題を解決するための策として、「インボイス制度」が導入されることとなります。

■インボイス制度導入の背景=現状の税制における課題解決

- 免税事業者が預かった消費税は事業者の利益の一部（益税）となっている
- 複数税率化により適正な消費税の計算等制度が適正に働く機能が求められている

インボイス制度が導入された後の消費税の計算

ではここから、インボイス制度について考えていきます。制度理解にあたっては、発注元と発注先の関係をそれぞれ把握することが重要になります。

発注元の視点で見てみましょう。先述した通り、消費税の納税額は、売上に含まれている消費税から費用に含まれている消費税を差し引いて計算することになります（仕入税額控除）。

この仕入税額控除は「請求書」を保存することが要件となりますが、発注先が消費税課税事業者（以下、課税事業者）でも消費税免税事業者（以下、免税事業者）でも仕入税額控除が可能な点がポイントです。

■今までの消費税計算



この計算がインボイス制度が導入されると、変わります。インボイス制度が導入されると、「適格請求書」と呼ばれる請求書を発注元が発注先から受け取って保存することが仕入税額控除の要件になっています。すなわち、発注元は発注先から適格請求書を受け取ることができないと、仕入税額控除が制限されます。発注元で仕入税額控除が制限されると、発注元は消費税の納税額が増えてしまうことになります。

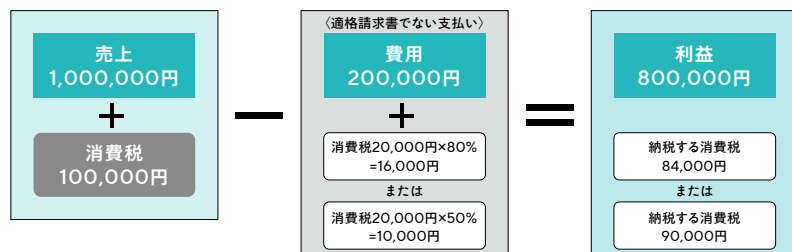
■制度導入後の消費税計算（適格請求書が受け取れない場合）



費用200,000円にかかる請求書が「適格請求書」ではなかったため、仕入税額控除が制限され、インボイス制度導入後は納税する消費税が100,000円になり導入前より消費税納税額が増えます。（インボイス制度導入前であれば納税する消費税は80,000円）

ここで重要な点ですが、2023年10月から2029年9月30日までは経過措置が設けられているため、発注元が適格請求書を受領できなくても直ちに費用に含まれる消費税の全額が仕入税額控除の制限を受けることはなく、下記の通り段階的に制限されることになります。

■ 制度導入後の消費税計算（経過措置期間中の段階的な制限）



・仕入税額控除の制限は、下記の通り経過措置が設けられています。

| 期間 | 割合 |
|-------------------------|-------------|
| 令和5年10月1日から令和8年9月30日まで | 仕入税額相当額の80% |
| 令和8年10月1日から令和11年9月30日まで | 仕入税額相当額の50% |

インボイス制度のポイント「適格請求書」とは？

このようにインボイス制度が導入されると、発注先から「適格請求書」を発注元が受領・保存できるかどうかによって、仕入税額控除の可否が決まり、最終的な利益に影響がでます。

では、適格請求書とはどのようなものなのでしょうか。簡単にまとめると、以下がポイントになります。

■ これまでの請求書と「適格請求書」の違い

- 「登録番号」の記載が必須
- 税率ごとに区分して記載した金額の提示が必須
- 消費税額の表示が必須

ここでポイントになるのが「登録番号」です。登録番号は適格請求書を発行する事業者が、税務署に申請をして取得する番号です。

適格請求書は適格請求書発行事業者としての登録がされていないと発行できません。そして、重要な点ですが適格請求書発行事業者は、課税事業者であることが必須になっています。

適格請求書

- ① 請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜または税込）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

出典：国税庁ホームページ
(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020006-027.pdf>)

■ 適格請求書発行事業者の登録申請をするには？

適格請求書発行事業者になるためには、国税庁の「インボイス登録センター」に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出する必要があります（紙で提出の場合）。

インボイス制度の開始と同時に（2023年10月1日）に適格請求書発行事業者でありたい場合には、2023年3月31日までに適格請求書発行事業者の登録申請書の提出が必要になります。

請求書 ① △△商事(株)
登録番号 T012345...

(株)〇〇御中 ②
11月分 131,200円 ××年11月30日

| 日付 | 品名 | 金額 |
|--------|----------|--------------|
| 11/1 | 魚 * ③ | 5,000円 |
| 11/1 | 豚肉 * | 10,000円 |
| 11/2 | タオルセット | 2,000円 |
| ⋮ | ⋮ | ⋮ |
| 合計 | 120,000円 | 消費税 11,200円 |
| 8%対象 ④ | 40,000円 | 消費税 ⑤ 3,200円 |
| 10%対象 | 80,000円 | 消費税 ⑤ 8,000円 |

*軽減税率対象 ⑥

インボイス制度の影響

いよいよ本題です。それでは、インボイス制度はどのように影響があるのでしょうか？ここでこれまでの話を改めて整理します。

インボイス制度の要点

- 発注元が仕入税額控除を制限なく受けるためには、発注先から適格請求書を受け取る必要がある
- 適格請求書は適格請求書発行事業者しか発行ができない
- 適格請求書発行事業者の登録をするためには、課税事業者である必要がある

発注元としては仕入税額控除が制限されてしまうと、消費税の納税額が増えてしまうため、適格請求書を発行できる適格請求書発行事業者（課税事業者）である発注先に発注をしたと考えるでしょう。

一方で、発注先が免税事業者の場合は、適格請求書を発行することができないため、発注元から発注を敬遠されたり、仕入税額控除が制限される分の売上の値下げについて交

渉される可能性があります。これがインボイス制度導入による大きな影響です。

もっとよくインボイス制度について知りたい場合には、本や雑誌等も最近は多く出ていますので参考にされるとよいでしょう。しかしながら、まずは基礎的な制度について理解することが大事ですので、国税庁のウェブページも参考にするのがよいと思います。また、税務署や青色申告会のインボイス制度の無料説明会に参加したり、税の専門家である税理士への相談もおすすめです。

*国税庁「特集 インボイス制度」ウェブページ

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

よくある質問と回答

Q. 現在、売上が1,000万円以下で、これからも1,000万円を超えることはない見込みです。この場合免税事業者の状況が続きますが、適格請求書発行事業者になれないのでしょうか？

A. 基準期間における課税売上高が1,000万円以下である事業者（免税事業者）であっても適格請求書発行事業者の登録申請書を提出すれば、課税事業者になり適格請求書発行事業者になれます。

Q. 消費税の計算には原則課税と別に簡易課税があると聞きましたが、簡易課税について教えてください。

A. 簡易課税は、売上に含まれている消費税に対してその売上業種ごとに決まっている、「みなし仕入れ率」と呼ばれる業種ごとに決められた割合で仕入税額控除の金額を計算します。例えば、デザイン業（第5種事業のサービス業等に該当）の方の場合には、売上に含まれている消費税の50%が消費税の納税額となる計算です。

消費税の計算(簡易課税)

| | | | | |
|--------------------------|--------------|------------------------|---|------------|
| 売上 100万円 + 消費税10万円 | − | 経費 20万円 + 消費税9万円 | = | 利益 80万円 |
| みなし仕入れ率 | | | | |
| 第1種事業(卸売業) | 10万円×90%=9万円 | 消費税9万円 | | 納税する消費税1万円 |
| 第2種事業(小売業) | 10万円×80%=8万円 | 消費税8万円 | | 納税する消費税2万円 |
| 第3種事業(製造業・建設業等) | 10万円×70%=7万円 | 消費税7万円 | | 納税する消費税3万円 |
| 第4種事業(飲食店等) | 10万円×60%=6万円 | 消費税6万円 | | 納税する消費税4万円 |
| 第5種事業(サービス業等) | 10万円×50%=5万円 | 消費税5万円 | | 納税する消費税5万円 |
| 第6種事業(不動産業) | 10万円×40%=4万円 | 消費税4万円 | | 納税する消費税6万円 |

簡易課税は消費税の計算がシンプルであることや、場合によっては、原則課税よりも消費税の納税額が少なくなる場合がありますので、適用を検討するのがよいでしょう。簡易課税は事前に簡易課税選択届出書を税務署に提出することにより、利用が可能です。

Q. インボイス制度が始まった後も免税事業者のままでよいと思っています。その際に発注元との間で話すことはありますか？

A. 免税事業者の方がそのまま免税事業者を続けるという選択肢を取ることもあるかと思えます。その場合には、発注元から仕入税額控除の制限を受ける金額相当額について、値下げを求められることも考えられます。

たとえば、10%程度の値下げを求められることも考えられますが、先ほど述べたような仕入税額控除の制限の経過措置もありますので、その経過措置に相当する割合のみ値下げに応じるという交渉も一手です。また、強制的な値下げは独占禁止法や下請法に違反する場合があります。

Q. 合同会社で劇団を主催しています。毎年度の売上は1,000万円を超えません。今後も1,000万円は超えない見込みです。売上は消費者が購入したチケット収入です。弊劇団は適格請求書発行事業者の登録は必要でしょうか？

A. こちらの劇団は消費者向けに公演のチケットを販売して売上を計上しています。その場合、相手が事業者ではなく消費者であるため、チケットの売り先である消費者で仕入税額控除を行わないため、劇団が適格請求書を発行できなくても、その消費者との間の取引関係に影響は少ないものと考えられます（チケット購入者が事業者の場合には仕入税額控除が可能な適格請求書を発行できた方がよいですが、そういった例は多くないものと思われれます）。

ですので、この場合は適格請求書発行事業者の登録が必須ではないものと考えられます。また、この劇団は免税事業者ですから、外注費を支払う際に仕入税額控除を意識しなくてよい場合、所属している演者や劇団外部の脚本家・照明・音響等の外注先から適格請求書の受領は不要なため、各外注先においても適格請求書発行事業者の登録は必須でないものと思われれます。

Q. 企業からアートプロジェクトの請負や展覧会の企画運営事業を行っている株式会社です。売上は毎年1,000万円を超えており、これからも1,000万円を超える見込みです。免税事業者の作家と取引が多いのですが、インボイス制度の対応策について教えてください。

A. 文化芸術領域で活動する作家は、免税事業者の方も多く思われます。インボイス制度導入前と同水準で免税事業者の作家に発注する場合には、消費税相当額の仕入税額控除が制限されてしまうため、相談者の会社（発注者）は消費税の納税負担が増える可能性があります。その場合、作家に対して発注金額の値下げ交渉を行う方法も考えられますが、作家との関係性を考えると難しい場合も多いでしょう。また、強制的な値

下げは先述の通り、独占禁止法や下請法に違反する場合がありますので、やはり発注先である作家との丁寧な対話が必要なものと思われます。

なお、交渉は対作家のみならず、その企画運営会社の発注元に対して行うことも有効かと思えます。例えば、作家に対して値下げができないことを、企画運営会社の発注元である企業に伝え消費税相当額について値上げを求める対策も可能でしょう。

令和5年度税制改正大綱による改正

令和5年度税制改正大綱にて、インボイス制度について「小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（2割特例）」「一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置（少額特例）」「少額な返還インボイスの交付義務免除」が示されました。小規模零細事業者やフリーランスにとって有利な内容もありますので、内容を調べておくとよいでしょう。

※本稿は2022年11月現在の情報で執筆されました。

「電子帳簿保存法」のポイント

経理書類・帳簿の保存ルールが変わる！

「電子帳簿保存法」が令和3年度税制改正により実務で使いやすくなりました。これによって、これまで紙で保存していた請求書・領収証等や、保存のためにわざわざ印刷していた帳簿等を、条件を整えることで電子データのまま保存できるようになりました。ここでは、新制度の要点を解説するとともに、小規模の団体・フリーランスが、この制度へ具体的にどう対応したらいいか考えていきます。

POINT

- 個人・法人含めた全ての事業主に適用される新制度
- 経理書類・帳簿の電子データによる保存要件が緩和され実務的に使いやすくなった
- システム対応が難しければ従来どおり紙のまま保存してもOK
- ルールに則って書類を保存しないとペナルティもあるので要注意

電子帳簿保存法とは？

電子帳簿保存法は、所得税法、法人税法で原則紙での保存が義務づけられている帳簿書類について一定の要件を満たした上で電磁的記録（電子データ）による保存を可能とすること及び電子的に授受した取引情報の保存義務等を定めた法律です。改正後の新制度は、2022年（令和4年）1月から施行されていますが、電子取引保存（後述）については、令和4年度税制改正にて2年間の宥恕措置が設けられています。

電子帳簿保存法に対応したデータ保存を行うと、会計ソフトで記帳した帳簿を印刷せずにデータのまま保存することが可能であり、経費の領収証やレシートをスマホで撮影して保存することが可能になるため、ペーパーレス化が進み便利な側面もあります。一方で、データ保存には要件があり、システム対応も必要であるため、どのように保存すべきか正しく理解する必要があります。

電子帳簿保存法の施行後も基本的にはこれまで通り書面のまま保存することも認められますので慌てて準備する必要はありませんが、例外として電子データで受け取った領収証等は印刷をせずデータのまま保存することが要求されます。

電子帳簿保存の対象となる書類はどのようなものがあるのか、その保存方法はどのようなべきなのか、詳しく見ていきましょう。

保存方法は3種類

電子帳簿保存法上、電磁的記録による保存は、大きく下の3種類に区分されています。

| 種類 | 内容 | 任意/義務 | 対象となる書類 |
|-----------|---|------------------------------------|--|
| ① 電子帳簿等保存 | 会計ソフトで作成した帳簿や決算書を紙に印刷することなくデータのまま保存することができる | 任意 | 国税関係帳簿 ・総勘定元帳、仕訳帳、売上帳 ・現金出納帳、貸入金帳、固定資産台帳 国税関係書類 ・貸借対照表、損益計算書 ・自己が作成した契約書 |
| ② スキャナ保存 | 紙の書類をスキャンしたり写真で撮る等データ保存した後、紙の原本は破棄できる | 任意 | 重要書類 ・請求書(紙) ・領収証(紙) ・契約書(紙) 一般書類 ・検収書 ・見積書 ・注文書 |
| ③ 電子取引保存 | PDF等データ化されている資料は、データのまま保存しなければならない | 義務 ※宥恕措置により義務化については、2024年1月1日から | ・電子メール、PDF、スクリーンショット(請求書、契約書等) ・WEB明細 ・EDI取引(電子データ交換) ・ペーパーレスFAX等 |

「①電子帳簿等保存」と「②スキャナ保存」は、元帳や決算書、領収証等の書類を画面で保存したくない人が任意で使える制度です。引き続き書面で保存する場合は、法改正を気にせず、これまで通り書面で保存すれば大丈夫です。「③電子取引保存」は2024年1月以降、データで受領した領収証・請求書類については、印刷して保存することは認められず、データのまま保存することが求められる制度です。

① 電子帳簿等保存とは?

電子帳簿等保存とは、国税関係帳簿(総勘定元帳等)や国税関係書類(貸借対照表、損益計算書等)を電子計算機(会計ソフト)を使用して作成する場合には、データで保存することができる制度です。「優良な電子帳簿」と「その他の電子帳簿」の2種類があります。「その他の電子帳簿」は「一般的な電子帳簿」とも呼ばれています。市販の会計ソフトを利用することで、一般的な電子帳簿の保存要件を満たすことができます。

■一般的な電子帳簿の保存要件

1. システム関係書類(概要書、仕様書、説明書・事務処理マニュアル等)を備えていること
2. 保存場所にパソコン、ディスプレイ、プリンタ、マニュアルを備え付け画面・書面に明瞭に速やかに出力できること
3. 税務職員による質問に基づくデータのダウンロードに応じること

※「優良な電子帳簿」の保存要件については、国税庁のパンフレット等をご確認ください。
<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021005-038.pdf>
 「優良な電子帳簿の要件 国税庁」で検索

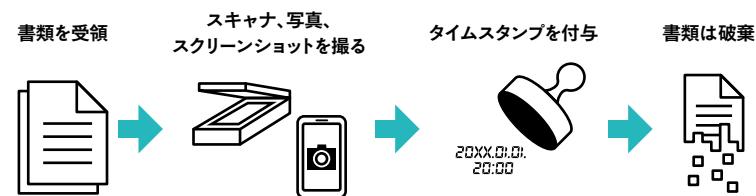
電子帳簿等保存の実務的なポイント

1. 市販の会計ソフトを利用すれば、一般的な電子帳簿の保存要件は満たします。ただし、自社に会計ソフトがインストールされたパソコンが必要です。会計事務所に記帳代行を依頼しており、自社に会計ソフトがない場合は要件を満たしませんので注意が必要です。
2. 帳簿類は定期的に処理されてディスプレイ等に出力できることが求められます。そのため、期末に一括して会計事務所に記帳を委託する方法は認められません。
3. 上記1と2を鑑みると、会計ソフトを持っていない事業者や、会計事務所に期末一括して記帳を依頼している事業者は電子帳簿等保存の要件を満たすことができません。ただし、電子帳簿等保存は義務ではありません。引き続き書面で保存すれば大丈夫です。
4. 会計ソフトを所有しており、定期的に記帳しており、電子データで保存したい場合には、まず、どのような帳簿があり、どのように作成され、どのように保存されているのか把握しましょう。

②スキャナ保存とは?

スキャナ保存とは、受領したり自分で作成した紙の書類を、スキャンや写真に撮り、データ保存することを認める制度です。一定の要件を満たしてデータ化した後は、紙の原本は破棄することができます。税制改正により要件が緩和され利用しやすくなりました。

■スキャナ保存のイメージ



タイムスタンプとは

電子データのオリジナルが、その時点で存在していたことを証明する技術です。市販ソフトについては、公益財団法人日本文書情報マネジメント協会(JIIMA)の認証を受けたソフトウェアであれば電子帳簿保存法のスキャナ保存要件を満たしているため安心です。

タイムスタンプに代わる保存方法

NTPサーバ(Network Time Protocol: ネット上の現在時刻配信サーバと同期したクラウドサービス)と同期されたクラウド領域に保存することで、タイムスタンプが果たす機能を有するため、タイムスタンプの付与が不要となります。

■ スキャナ保存の主な要件

1. スキャナの入力期限
最長2カ月と7営業日以内にタイムスタンプを入力する必要があります。入力期間を過ぎた場合は破棄できません。
2. その他の主な要件
 - 見読可能な画像でなければならない
 - 画像を差し替える場合はバージョン管理が必要
 - 日付、金額、取引先で検索できなければならない
 - 帳簿との相互関連性の保持

※詳細は国税庁「電子帳簿保存法一問一答【スキャナ保存関係】」問10を参照
https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021006-031_02.pdf

■ 保存データの要件 (可視性の要件)

スキャナ保存されたデータは、次の両方を満たす必要があります。

1. パソコン、モニター、プリンタ、マニュアルを備え付けること
2. 「検索要件」を満たすこと
 - 「取引年月日」「取引金額」「取引先」で検索できる
 - 日付又は金額の範囲指定で検索できる*
 - 2つ以上の項目を組み合わせた条件で検索できる*

* 税務職員からの求めに応じてダウンロードできる場合は不要

スキャナ保存の実務的なポイント

1. スキャナ保存は義務ではありません。引き続き書面での保存も認められます。紙の領収証はなるべく破棄したい、ペーパーレス化したい場合にスキャナ保存の要件を確認し導入を検討しましょう。
2. タイムスタンプのシステム導入が困難な場合、会計ソフトのメーカーが提供しているクラウド上の保存領域に保存することで、スキャナ保存の要件を満たすことが可能です。対応状況は、会計ソフト各メーカーのホームページを確認してみましょう。
3. スキャナ保存した後に原本の書類は、最低限の同等確認*を行った後であれば、即時に廃棄して差し支えありません。

*同等確認：書面とデータの記載が同じか？ 見読可能な画像か？ 折れ曲がっていないか？ 入力期間を過ぎていないか？……を確認すること

■ 電子取引の保存要件

1. 真実性の要件
次のいずれかの措置を行う必要があります。

- 相手先からタイムスタンプが付与されたデータを受け取る
- 受け取ったデータに自社でタイムスタンプを付与する (スキャナ保存と同じ処理をする)
- 受け取ったデータの訂正・削除履歴が残るシステムや訂正・削除ができないシステムに保存する (NTPサーバと同期されたクラウド領域に保存)
- 不正な訂正・削除の防止に関する事務処理規程*を設け、規程の通り運用する

※国税庁サンプルのダウンロードページ「電子取引 事務処理規程」で検索
<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/0021006-031.htm>

2. 可視性の要件

次の両方の要件を満たす必要があります。

1. パソコン、モニター、プリンタ、マニュアルを備え付けること
2. 「検索要件」を満たすこと*
 - 「取引年月日」「取引金額」「取引先」で検索できる
 - 日付又は金額の範囲指定で検索できる**
 - 2つ以上の項目を組み合わせた条件で検索できる**

**1 基準期間 (法人については2事業年度前、個人については2年前)の売上高が1,000万円以下の場合、検索要件は不要

**2 税務職員からの求めに応じてダウンロードできる場合は不要

「検索要件」を満たすには？ 具体的な対応方法

方法1：規則的なファイル名を付す

ファイル名に規則性を持たせて「日付」「金額」「取引先」を記載し、WindowsのエクスペローラやMacのSpotlightの検索機能で検索できるようにする。

例) 2022年(令和4年)10月31日に株式会社国税商事から受領した110,000円の請求書→
「20221031_(株) 国税商事_110,000」

方法2：表計算ソフトにまとめる

表計算ソフトを使って、ファイル名の連番と「日付」「金額」「取引先」を一覧表としてまとめ、条件設定や範囲指定により検索できるようにする。

| 連番 | 日付 | 金額 | 取引先 | 備考 |
|----|----------|---------|--------|-----|
| 1 | 20210131 | 110,000 | ㈱農商店 | 請求書 |
| 2 | 20210210 | 330,000 | 国税工務店㈱ | 注文書 |
| 3 | 20210228 | 330,000 | 国税工務店㈱ | 領収書 |
| 4 | | | | |

方法3：会計ソフトを使う

会計ソフト各メーカーが提供している保存領域にアップロードした電子データは、電子帳簿保存法の要件を満たして保存されます(前述した「真実性の要件」の3番目の保存方法がこれに該当します)。アップロードした電子データは会計ソフトに取り込むことが可能で、検索要件も満たします。詳しい対応状況は、会計ソフト各メーカーのホームページを確認してみましょう。

電子取引の実務的なポイント

電子帳簿等保存とスキャナ保存は任意で書面保存も認められますが、電子取引保存は2024年（令和6年）1月1日から正式に義務化されます。まずは、どのような電子取引を行っているか、どのような電子データがあるかを確認し、データで受領した書類は印刷して紙保存するのではなく、データのまま保存しましょう。会計ソフト各社が提供するサービスを利用することで、保存要件や検索機能を満たすことができます。

よくある質問と回答

Q. 白色申告でも電子帳簿保存法は適用対象でしょうか？

A. 白色申告にも帳簿や書類の保存義務があるため対象です。ただし青色申告の承認取り消しがあり得ないため、実質的に罰則がありません。

Q. 適正に保存していたデータが消えてしまいました。

A. セキュリティやバックアップは電子帳簿保存法の要件にはありませんが、データを消失すると保存要件を満たさないこととなるため、セキュリティやバックアップは強化するようご検討ください。

Q. オンラインショップの購入履歴やクレジットカードのウェブ明細で取引内容が確認できるので、これでデータ保存の要件を満たしますか？

A. 7年間取引履歴が保存され、検索要件を満たすのであれば、それでデータ保存の要件を満たすと考えられますが、実務的には領収証等をダウンロードして保存することが安全です。

Q. 電子取引保存の要件を満たして保存できないため、請求書等書類も全て印刷して紙で保存しています。保存義務を果たしていることにはならないため、青色申告の承認は取り消されてしまうのでしょうか？

A. 青色申告の承認の取消対象となり得ますが、違反の程度等を総合勘案の上、その適用が判断されます。直ちに青色申告の承認が取り消されるものではありません。

令和5年度税制改正大綱による改正

令和5年度税制改正大綱にて、電子帳簿保存法について「一定の要件を満たす事業者については検索要件の全てを不要とする緩和」や「電子取引の保存要件に従って保存できなかった事業者について、相当の理由がある場合の保存要件緩和」が示されました。小規模零細事業者やフリーランスにとって有利な内容となりますので、内容を調べておくといでしょう。

※本稿は2022年11月現在の情報で執筆されました。